

令和2年11月27日

各 訪問・通所系介護保険事業所 管理者様

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部高齢福祉課長

訪問・通所系事業所に係る新型コロナウイルス感染症の  
濃厚接触者に対するサービス提供について（通知）

日ごろより、県の保健福祉行政の推進にご協力いただき、ありがとうございます。

さて、社会福祉施設等は、利用者の方々やその家族の生活を継続する上で欠かせないものであり、十分な感染防止対策を前提として、利用者に対して必要な各種サービスが継続的に提供されることが重要です。

このため、社会福祉施設等に対する感染防止対策については、既にご留意いただく事項を「社会福祉施設等の感染防止対策の再確認、徹底について」（令和2年11月17日付け本件通知）及び「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）」（令和2年10月15日付厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡）等において示しているところですが、訪問・通所系事業所において感染防止対策の再確認及び徹底を図るため、改めて次のとおり対応くださいますようお願いいたします。

1 訪問・通所系事業所に係る濃厚接触者へのサービス提供

保健所により濃厚接触者とされた利用者については、居宅介護支援事業所等が、保健所と市町村と相談し、生活に必要なサービスを確保します。

その際、保健所とよく相談した上で、訪問介護等の必要性を再度検討することとされており、家族等の状況によっては訪問介護や訪問看護のサービス提供を継続あるいは追加して行う必要が生じる場合があります。

その際には訪問・通所系介護保険事業所においては、この点に十分ご留意いただき、引き続き、居宅における生活が保持できるよう、居宅介護支援事業所等から利用相談があった場合は、感染防止対策を徹底した上で必要なサービス提供を行うようお願いいたします。

なお、通所系事業所が居宅を訪問してできる限りのサービス提供を行うことも可能とされています。

2 訪問・通所系事業所に係る濃厚接触者へのサービス提供における留意点  
（別紙）のとおり

3 その他

県では、介護サービス事業者が感染防止対策の徹底を図り、引き続きサービスの提供を行っていただけるよう、衛生用品等の購入費や感染防止のために追加で必要になった人件費等、感染防止対策に係る経費について、別添リーフレットのとおり、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の補助事業を実施していますのでご活用ください。

問合せ先  
在宅サービスグループ 電話 (045)210-4840

○ 濃厚接触者へのサービス提供における留意点（「社会福祉施設等（居宅を訪問して行うサービス）における感染防止に向けた対応について」により抜粋。通所系事業所が訪問してサービス提供を行う場合を含む。）

- ・ サービスを提供する者のうち、基礎疾患を有する者及び妊婦等は、感染した際に重篤化するおそれが高いため、勤務上の配慮を行うこと。
- ・ サービスの提供に当たっては、地域の保健所とよく相談した上で、その支援を受けつつ、訪問時間を可能な限り短くする等、感染防止策を徹底すること。
- ・ 具体的には、サービス提供前後における手洗い、マスクの着用、エプロンの着用、必要時の手袋の着用、咳エチケットの徹底を行うと同時に、事業所内でもマスクを着用する等、感染機会を減らすための工夫を行うこと。

<サービス提供にあたっての留意点>

- ・ 自身の健康管理に留意し、出勤前に各自で体温を計測して、発熱や風邪症状等がある場合は出勤しないこと。
- ・ 濃厚接触者とその他の利用者の介護等に当たっては、可能な限り担当職員を分けての対応や、最後に訪問する等の対応を行う。
- ・ 訪問時間を可能な限り短くできるよう工夫を行う。やむを得ず長時間の見守り等を行う場合は、可能な範囲で当該利用者との距離を保つように工夫する。
- ・ 訪問時には、換気を徹底する。
- ・ ケアに当たっては、職員は使い捨て手袋とサージカルマスクを着用すること。咳込みなどがあり、飛沫感染のリスクが高い状況では、必要に応じてゴーグルやフェイスシールド、使い捨て袖付きエプロン、ガウン等を着用する。
- ・ 体温計等の器具については、消毒用体温計等の器具については、消毒用エタノールで清拭を行う。
- ・ サービス提供開始時と終了時に、（液体）石けんと流水による手洗いまたは消毒用エタノールによる手指消毒を実施する。手指による手指消毒を実施する。手指消毒の前に顔（目・鼻・口）を触らないように注意する。「1ケア1手洗い」、「ケア前後の手洗い」を基本とする。

<個別のケア等の実施にあたっての留意点>

濃厚接触者に対する個別のケア等の実施に当たっては以下の点に留意すること。

(i) 食事の介助等

- ・ 食事前に利用者に対し、（液体）石けんと流水による手洗い等を実施する。
- ・ 食事は使い捨て容器を使用するか、自動食器洗浄器の使用、または、洗剤での洗浄を行う。
- ・ 食事の準備等を短時間で実施できるよう工夫を行う。

(ii) 排泄の介助等

- ・ おむつ交換の際は、排泄物に直接触れない場合であっても、手袋に加え、サージカルマスク、使い捨て袖付きエプロンを着用する。

(iii) 清潔・入浴の介助等

- ・ 介助が必要な者（訪問入浴介護を利用する者を含む）については、原則清拭で対応する。清拭で使用したタオル等は、手袋とマスクを着用し、一般的な家庭用洗剤で洗濯し、完全に乾燥させる。

(iv) 環境整備

- ・ 部屋の清掃を行う場合は、手袋を着用し、消毒用エタノールで清拭する。または、次亜塩素酸ナトリウム液で清拭後、湿式清掃し、乾燥させる。なお、次亜塩素酸ナトリウム液を含む消毒薬の噴霧については、吸引すると有害であり、効果が不確実であることから行わないこと。トイレのドアノブや取手等は、消毒用エタノールで清拭し、消毒を行う。または、次亜塩素酸ナトリウム液（0.05%）で清拭後、水拭きし、乾燥させる。保健所の指示がある場合は、その指示に従うこと。

「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）（一部修正）」（令和2年10月15日付厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡）抜粋